資料１

いじめ事象への対応

いじめ（疑われるものも含む）事象の把握　。。○

面談やアンケート調査により
積極的な認知に努める

報告

当該学年主任・学年会議
（情報共有，当面の対応を協議）

報告・確認・指示

生徒指導部（生徒徒指導部長）

○被害生徒等・加害生徒等からの聴き取り
○周辺生徒等からの情報の収集
○保護者と連携

報告

校　長
教　頭

報告
確認
指示

○事象の最終確認
○教職員の役割分担と指導方針の決定
○重大事態や犯罪行為は、県教育振興課や警察等関係機関と連携
※郡山警察署（0743－56－0110）
○関係する保護者への必要な情報提供

招集

いじめ問題対策委員会
校長・教頭・生徒指導部長・人権教育部長・
学年主任・養護教諭・当該担任等
※必要に応じて教育相談コーディネーター・
特別支援教育コーディネーター等を加える

報告

重大事態については速やかに
県知事（県教育振興課）へ一報
0742-27-8347

助言
必要に応じて

報告

重大事態については速やかに
法人本部へ報告

招集

職　員　会　議

○事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
○全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む

具体的な指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

被害者への支援

共感的に受け止める

○伝えること
・学校として「何としても守る」という姿勢
・プライバシーの保護
○確認すること
・身体の被害状況（診断書）
・金品の被害状況
・カウンセリングの必要性
・警察への被害申告の意志
○留意すること
・安全の確保
・継続した注意，支援
・保護者への説明

加害者への指導

毅然とした態度で

○伝えること
・いじめは決して許されない行為であること
・いじめられた側の心の痛み
・自分の行為が重大な結果に繋がった
○確認すること
・カウンセリングの必要性
○留意すること
・加害者の心理的背景（ストレス・自己存在感等）
・保護者との連携
・加害者が被害者となること

友人・知人への指導・支援（観衆・傍観者等）

みんなを守るという姿勢

○伝えること
・自分の問題として捉える
・いじめられた側の心の痛み
・観衆や傍観者も加害者であること
・プライバシーの保護
○確認すること
・カウンセリングの必要性
○留意すること
・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

重大事態への対応
・速やかに法人本部に報告する。
・速やかに県知事（教育振興課）に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
・県教育振興課の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。

資料２

いじめ防止等に関する年間計画

	学　校	生　徒	保 護 者
４月	・職員人権研修	・SNS防犯教室 ・面談週間 ・生徒実態調査	・保護者会
５月			
６月	・職員人権研修	・面談週間 ・いじめに関する人権講演会（高校）	・保護者会
７月		・いじめアンケート	・三者懇談
８月	・職員研修		
９月	・職員人権研修	・いじめに関する人権講演会（中学）	
10月		・いじめアンケート	
11月	・職員人権研修	・面談週間	・保護者会
12月			・三者懇談
１月	・職員人権研修		
２月	・職員研修	・いじめアンケート	
３月		・生活実態振返り調査	・三者懇談 ・入学者説明会

生徒指導部会・いじめ問題対策委員会